

事業主様
事務担当者様

6月の「もっけん」たより

◎ 算定基礎届について

算定基礎届に関するご案内及び届出用紙は 6 月 20 日（月）に納入告知書と一緒に発送予定です。算定基礎届の様式はホームページからダウンロードができますので、そちらでご用意いただいても構いません。提出方法は電子申請（マイナポータル経由）、電子媒体（年金機構提供届書作成プログラム使用推奨）及び紙媒体の 3 方法による届出に対応しておりますので、事業所様にて最適な届出方法でご提出ください。日本年金機構への提出は日本年金機構へ直接ご提出をお願いします。

※資本金 1 億円以上の事業所様は算定基礎届の電子申請が義務化されております。

◎ 令和 4 年 10 月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時 100 人を超える事業所
- ・雇用期間が 2 か月を超えることが見込まれること
- ・週の所定労働時間が 20 時間以上（変更なし）
- ・月額 88,000 円以上（変更なし）
- ・学生ではないこと（変更なし）

上記に該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。令和 6 年 10 月からは更に拡大され、常時 50 人を超える事業所が対象となる予定です。

◎ 被扶養者の健康診断の結果表をご提供ください

当健保組合では健診結果などのデータを活用して皆様の健康管理を積極的に進めていく取り組みを行っています。この取り組みに是非ご協力をお願いします。健診結果は個人情報保護法に基づき厳重に管理するとともに、健診データは保健師がチェックし、検査数値に注意が必要な方にはアドバイスをさせていただきます。

- ・対象 40 歳以上の被扶養者（共同健診事業等で健保から費用を補助した方は対象外）
- ・提出方法 直接健康保険組合へ郵送
- ・留意事項 医療機関名、担当医師名、既往歴、自覚症状及び他覚症状の記載が必要
ご提出いただいた方にはお礼として商品券（1,000 円分）をご自宅へ送付させていただきます。

※健診結果項目を満たしていない場合は商品券をお渡しできない場合があります。